

学校法人尾崎学院銀嶺幼稚園 情報公開規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人尾崎学院（以下「本学院」という。）において、私立学校法及び幼稚園設置基準に定めのある情報公開に関し、必要な事項を定めるものである。

(管理)

第2条 本学院の情報公開に関する管理者は理事長又は園長をもって充てる。また事務処理は、本学院の事務長がこれを管理する。

(情報公開の対象となる資料と備え置き方法)

第3条 本学院が情報公開の対象とする資料は次の各号に掲げるものとし、情報公開に係わる資料閲覧場所に常時備え置くものとする。

① 事業計画書・報告書

② 経理関係

a) 資金収支計算書

b) 消費収支計算書

c) 貸借対照表

d) 財産目録

2 前項の資料は次のものとする。

(1) ①、②は当該事業年度終了後3ヶ月以内に備え、3年間据え置く

(2) ②は学校法人会計基準に準拠したものとする。

3 情報公開の対象は本条第1項の資料のみに限定する。

(閲覧場所及び日時)

第4条 本学院の公開する情報の閲覧場所は、銀嶺幼稚園受付とする。

2 情報公開の方法は、閲覧又は写しの交付により行う。閲覧の日時は、銀嶺幼稚園の休日以外の日とし、午前10時から午後4時までとし、申請時に管理者が決定し文書で知らせる。

3 写しの交付については、公開請求者は1枚につきコピー代として50円を園事務局に支払うものとする。

(閲覧申請の方法及び閲覧の実施)

第5条 閲覧を希望するものから第3条に定める資料の閲覧申請があった時は次の通り扱うものとする。

1. 様式1の閲覧申請書の提出を受ける。

2. 事務局担当者は閲覧申請書を確認し、受付欄に必要事項を記載する。

3. 資料の説明を求められたときは管理者が応答し、質疑応答記録簿に記載する。

2 閲覧を希望するものであっても次の各号のいずれかに該当する場合は、情報の全部又は一部について公開をしないことがある。

1. 公開請求者が本学院の利害関係者でない場合。

2. 公開をすることで本学院業務の適正な執行に支障を生じるおそれがある場合。

3. その他、管理者が相当の理由があると認めたとき。

附則 この規程は、令和元年8月20日から施行する。